

警固公園地下への福岡アジア美術館の施設拡充に係る基本設計業務委託公募型プロポーザル
参加表明に係る質問に対する回答(令和8年9月4日公表)

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
1	プロポーザル説明書	4	3	(1)				参加者の構成	参加表明書等の提出後、一次審査提案書等の提出前に、協力事務所を追加又は変更することは可能か。構造、設備、ランドスケープ等の専門体制を、参加表明後に更に充実させる場合を想定している。	原則不可とします。 ただし、プロポーザル説明書3(3)②の構成員の変更に係る内容に準じ、市がやむを得ないと認めるときは、必要な資格を満たしていることを確認したうえで、協力事務所の変更を承認することがあります。
2	プロポーザル説明書	4	3	(3)	①			参加資格要件について	今の時点で福岡市競争入札参加資格が必要か。	「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」への登載は必須ではありません。 登載がない場合は、プロポーザル説明書6(3)②記載の参加資格確認書類を提出してください。
3	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	コ		参加資格要件	「延床面積 1,000 m2以上の新築、増築又は改築―(中略)―の履行を完了し、当該施設が完成している実績を有すること」とあるが、認められる実績は国内に限りますでしょうか。	国内の実績に限ります。
4	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	コ		参加資格要件	実績について「設計共同企業体の場合、代表構成員としての履行実績であること」とありますが、設計共同企業体の構成員(代表構成員以外)として履行した実績は実績と認められますでしょうか。	実績として認められません。 設計共同企業体の代表構成員として履行した実績を対象としています。
5	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	コ		参加資格要件	参加資格要件および実績評価の対象は「新築、増築又は改築」の基本設計又は実施設計とされていますが、既存建築物を美術館・博物館等へ転用した改修設計(大規模の修繕・模様替え又は用途変更を伴うもので、増築又は改築に該当しない工事)は、本要件の対象に含まれますか。	実績として認められません。 新築、増築又は改築が対象であり、改修は対象外です。
6	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	コ		実績に関する参加要件について	同一敷地内における一の施設整備事業として、新築(確認申請上は増築)と既存建築物の大規模な改修を一体的に設計した実績について、新築部分と改修部分を合わせた設計対象部分の延床面積が1,000㎡以上である場合、本要件にいう実績として認められるでしょうか。	実績として認められません。 新築、増築又は改築が対象であり、改修は対象外です。
7	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	コ		参加資格について	「～、延床面積1,000㎡以上の新築、増築又は改築の基本設計または実施設計業務の履行を完了し、当該施設が完成している実績を有すること。」と記載がございますが、以前所属していた一級建築士事務所での担当実績(確認申請書の写しを添付)とすることは可能でしょうか。	参加者となる企業等が履行した実績を基本とします。 ただし、参加者が当該実績を有していない場合であっても、配置予定の管理技術者が以前に所属していた企業において管理技術者等として当該業務を履行した実績を有するときは、参加者の実績とみなします。プロポーザル説明書及び様式3を修正しますのでご確認ください。
8	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	コ		過去の設計実績における添付書類について	過去の設計実績として自社が「JV(設計共同企業体)の代表構成員」として参画した実績を提出する場合、発注者との業務委託契約書の写しに加え、構成員間で締結した「JV協定書」等の写しも併せて提出する必要があるか。	様式3【備考】(1)記載の通り、提出が必要です。
9	様式3	1	2	備考	(5)			参加資格に係る業務実績	当該施設が完成していることを確認できる資料を添付とあるが、完成した施設の外観写真の添付でよいでしょうか。	外観写真の添付のみでは認められません。
10	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	サ	(7)	配置技術者に関する要件	管理技術者及び意匠担当技術者は、参加者(設計共同企業体の場合は代表構成員)に所属する者を配置すること。とありますが、様式3の所属先種別はB-2その他構成員、B-3協力事務所も選べます。意匠担当技術者は代表構成員から選出することが正でしょうか。	お見込みの通りです。様式3を修正しますのでご確認ください。
11	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	サ	(7)	参加資格要件	設計共同企業体で参加する場合、代表構成員以外の構成員に所属する一級建築士を、意匠担当技術者として配置することは可能でしょうか。	プロポーザル説明書3(3)①サ(7)に記載の通り、意匠担当技術者は代表構成員から配置してください。
12	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	サ	(7)	配置技術者について	「設計共同企業体の場合、意匠担当技術者は代表構成員に所属する者」とあるが、代表構成員以外の構成員に所属する一級建築士を意匠担当技術者に配置することはできないか。	No.11の回答をご参照ください。
13	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	サ	(7)	配置予定技術者の兼務条件について	構造、設備(機械・電気)、ランドスケープの各担当技術者について、要件を満たす1名の技術者が複数分野(例:機械設備と電気設備等)を兼務して配置することは可能か。	プロポーザル説明書3(3)①サ(7)に記載の通り、兼務はできません。
14	プロポーザル説明書	5	3	(3)	①	サ	(4)	意匠担当技術者の雇用契約形態について	意匠担当技術者の所属要件について、正社員としての契約が必須でしょうか。あるいは、業務委託契約等による配置も可能か。	直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書類(雇用証明の写し等)を提出できることをもって、参加者に所属する者と判断します。
15	プロポーザル説明書	6	3	(3)	①	サ	(7)	配置予定技術者について	要件を満たしているものであれば、各担当技術者を複数名配置することは可能でしょうか。	プロポーザル説明書3(3)①サ(7)に記載のとおり、各担当技術者は1名としてください。 なお、担当技術者の下で業務を行う者を複数名配置することは妨げません。

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
16	プロポーザル説明書	7	3	(3)	②			意匠担当技術者について	説明書3(3)②「設計共同企業体による参加の場合」において、「構成員又は協力事務所に所属する技術者により3(3)①サの配置予定技術者の要件を満たす」こととされています。 意匠分野を複数の構成員で担う設計共同企業体を結成し、代表構成員が本業務全体について総合的な責任を負うとともに管理技術者を配置する場合、意匠担当技術者について、代表構成員以外の意匠分野を担う構成員に所属する一級建築士を配置することは可能でしょうか。 なお、上記が不可の場合、代表構成員に所属する者を意匠担当技術者として配置したうえで、代表構成員以外の構成員が意匠分野の業務を分担し、当該構成員に所属する技術者を意匠分野の実施体制に配置することは可能でしょうか。	プロポーザル説明書3(3)①サ(ア)に記載の通り、意匠担当技術者は、代表構成員に所属する者を配置してください。 なお、代表構成員に所属する者を意匠担当技術者として配置したうえで、代表構成員以外の構成員に所属する者を意匠分野に配置することは差し支えありません。
17	様式5							本様式作成にあたっての共通の備考	「雇用証明の写し等」につきましては在職証明書(自社で作成した証明書)の提出で差し支えないでしょうか。	お見込みの通りです。
18	様式5	1	(2)					構成員(設計共同企業体の場合)	配置予定技術者の区分に意匠担当者等、担当技術者以外の区分を記入しても良いでしょうか。	公募型プロポーザル説明書3(3)①サに定める配置予定技術者以外は、配置予定技術者の区分には、記入する必要はありません。 なお、本プロポーザルに関わる企業(構成員、協力事務所等)については、すべて様式5に概要を記載してください。その際、配置予定技術者の配置がない企業は、「参加資格に係る配置予定技術者」欄は空欄で構いません。
19	様式5		2					協力事務所の概要	「体制に応じて下記の列をコピーして適宜追加又は削除すること。」との記載がありますが、本業務において配置することが望ましいと考える担当技術者の区分を任意に追加し、配置することも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	No.18の回答をご参照ください。
20	様式3、様式5、様式6								必要に応じて新たな配置予定技術者を追加する場合、様式3、様式5及び様式6の配置予定技術者記載欄について、行を追加して記載しても差し支えないでしょうか。	No.15及びNo.18の回答をご参照ください。 様式3及び6には、配置予定技術者以外は記入する必要はありません。
21	様式5							担当する業務分野	「担当する業務分野」の欄について、記載すべき内容や具体的な記載方法をご教示いただけますでしょうか。	「担当する業務分野」欄には、以下の場合に具体的な分野や業務内容を記載してください。 ①管理技術者や各担当技術者を配置しない場合 ②管理技術者や各担当技術者の区分に該当しない分野を担当する場合
22	プロポーザル説明書	7	3	(3)	②			履行実績について	設計共同企業体が本業務を受託した場合、本業務の履行実績については、代表構成員のみならず、代表構成員以外の構成員についても、設計共同企業体の構成員として本業務を履行した実績として取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。 また、業務完了後に履行実績を証する書類等を発行する場合、各構成員の名称及び当該構成員が担当した分野又は分担業務を記載することは可能でしょうか。	履行実績の取扱いは、個別の各案件の要件により異なるため、回答しかねます。 業務完了後に履行実績を証する書類等を本市が発行する場合は、契約書記載の受注者の概要に加え、履行期間、完了日年月日を証する書類等を発行します。
23	プロポーザル説明書	7	3	(3)	②			設計共同企業体による参加の場合	参加表明書等の提出後、一次審査提案書等の提出前に、参加資格を満たす企業を設計共同企業体の構成員として新たに追加することは可能か。設計体制の充実のため、参加表明後に協働先が確定する場合を想定している。	原則不可とします。 ただし、プロポーザル説明書3(3)②に記載のとおり、市がやむを得ないと認めるときは、必要な資格を満たしていることを確認したうえで、構成員の変更を承認することがあります。
24	プロポーザル説明書	7	4					募集及び選定スケジュール ※今後、変更となる可能性がある	二次審査提案書等の提出が1月4日17:00までとなっていますが、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン(https://www.mlit.go.jp/common/001369310.pdf)」では年末年始の不稼働日を考慮する等の記載があります。 仕事始めの提出となるため、年末年始休暇も稼働することになってしまうため、締め切り日を変更できないでしょうか。二次審査が1月23日に設定されているため、1月15日を締切にすることもあり得と思いますが、ご検討いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、二次審査提案書等の提出を令和8年12月21日から12月28日17:00までに変更します。プロポーザル説明書を修正しますのでご確認ください。
25	プロポーザル説明書	11	6	(2)	①			提出方法	「電子メールでも送付すること。」とありますが、スキャンしたPDFファイルをお送りすれば良いでしょうか。	様式により作成した書類については、様式と同じ編集可能なファイル形式のデータを送付してください。他機関が発行した資料等、紙媒体の資料についてはスキャンしたPDF形式のデータを送付してください。
26	プロポーザル説明書	11	6	(2)	①			提出方法について	参加表明書等は、電子メールでも送付することとなっているが、全てPDFデータ、押印書類についてはスキャンデータとの考えでよろしいか。もしくは各書式データ(エクセルまたはワード)のままお送りするものか、ご教示ください。	No.25の回答をご参照ください。

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
27	プロポーザル説明書	12	6	(2)	③	ウ		電子メール	提出資料(様式2～6)のファイル形式はPDFでよろしいでしょうか。	No.25の回答をご参照ください。
28	プロポーザル説明書	12	6	(2)	③	ウ		電子メールでの送付について	参加表明書等(様式2～11)の提出方法につきまして、ファイル形式のご指示はありますでしょうか。	No.25の回答をご参照ください。
29	プロポーザル説明書	12	6	(2)	③	ウ		参加表明書等の提出について	電子メールで送付する際のファイル名については、特に指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	指定はありませんが、様式番号及び様式名が確認できるファイル名としてください。
30	プロポーザル説明書	12	6	(2)	③	ウ		電子メールでの送付について	参加表明書等一式のデータ容量が大きく、電子メールに直接添付して送信することが難しい場合、ファイル転送サービスを利用しての提出は差支えありませんでしょうか。	ファイル転送サービスによる提出はできません。データ容量が大きい場合は、複数の電子メールに分割して提出してください。なお、本市のメールシステム上、送信時にエラーとなる可能性があるため、1通あたり13MB以下を目安にしてください。
31	プロポーザル説明書	12	6	(2)	③	ア		提出方法について	「書留郵便」の記載について、「レターパックプラス」や「宅配便」などの送付方法(配送記録が残るもの)とすることも可でしょうか。	書留郵便に限らず、レターパックプラスや宅配便など、配送記録が残る送付方法による提出も可とします。なお、送付中の事故等に備えた補償については、提出者において必要に応じてご判断ください。
32	プロポーザル説明書	12	6	(2)	③	ア		参加表明書類について	参加表明書等の提出方法につきまして、綴じ方の指定はありますでしょうか。	参加表明書等及び参加資格確認書類の提出については、様式順に並べ、一式をフラットファイル等に綴じて提出してください。添付書類は該当する各様式の直後にまとめてください。なお、ステープラー留めは不要です。
33	プロポーザル説明書	12	6	(3)	②			入札参加資格について	競争参加資格に登載されている者で、有効期間内の者は(ア)～(ク)の資料を免除すると記載があるが、(ア)～(ク)の資料を提出すれば、競争参加資格の登録は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
34	プロポーザル説明書	12	6	(3)	②		(ウ)	福岡市発行の納税証明	福岡市以外に拠点がある事務所は提出不要という理解でよろしいでしょうか。	福岡市以外に拠点がある参加者であっても、提出が必要です。ただし、海外に本店がある参加者は除きます。なお、申請方法は、以下のホームページ「市税証明書を取るには」 https://www.city.fukuoka.lg.jp/lifeinformation/todokede-shomei-zei/noufu-shomei/zeimu_index.html
35	プロポーザル説明書	12	6	(3)	②	ア	(ウ)	福岡市税を滞納していないことの証明書	当該書類はオンライン申請、郵送受取も可能なようですが、これは福岡市に本店・支店を持たない参加者及び協力事務所の場合も提出が必要でしょうか。	No.34の回答をご参照ください。また、協力事務所は提出不要です。
36	プロポーザル説明書	13	6	(3)	②	ア	(ク)	直近2年分の財務諸表の提出対象年度について	直近2年分の財務諸表について、自社の決算期(8月末)を迎えた直後で現在決算手続き中である場合、直近で確定・申告が完了している2期分の財務諸表を提出する取扱いで問題ないか。	差し支えありません。
37	プロポーザル説明書	13	6	(3)	②	ア	(ク)	直近の決算2年分の財務諸表の写し	法人1期目の場合は提出なし、2期目の場合は1期目の書類のみを提出という理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、2年分提出できない場合は、その理由を記載した理由書を提出してください。理由書は、福岡市ホームページ「資格審査申請令和8・9年度競争入札参加資格審査申請要領等(委託)」掲載の様式4を参考に作成してください。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku.hp/itaku.html
38	プロポーザル説明書	13	6	(3)	②	イ		手続き等について	設計共同企業体による参加の場合 「全ての構成員が、6(3)②ア(ア)～(ク)の書類を提出すること」と記載がありますが、海外の設計事務所を構成員とする場合、提出が必要となる書類をご教示下さい。	海外に本店がある参加者は、(ア)登記事項証明書及び(イ)身分証明書については、本来必要な書類に代えて、本店がある国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面を提出してください。 (ウ)福岡市税を滞納していないことの証明書及び(エ)消費税及び地方消費税納税証明書については、提出を省略することができます。(オ)～(ク)は記載のとおり提出してください。
39	評価基準書		1	(2)	⑤			同種・類似施設の設計実績	「参加者(設計共同企業体の場合は代表構成員)が以下の―(中略)―実績※1を有する場合」とあるが、認められる実績は国内に限りますでしょうか。	国内の実績に限ります。
40	評価基準書	1	(2)	⑤				同種・類似施設の設計実績に関して	評価事項「参加者が以下の施設の新築、増築又は改築の基本設計又は実施設計業務を行った実績を有する場合」とあるが、同実績は、以前に所属した設計事務所のもを記載しても良いか。その際、同実績業務に関わった事が確認できる書類を提出するものとする。	実績として認められません。参加者となる企業等が履行した実績を対象としています。
41	評価基準書	1	1	(2)	⑤			同種・類似施設の設計実績	「建築基準法別表第一に記載の用途(美術館、博物館、図書館、劇場)により設計、完了したものとする。」とありますが、08550公会堂又は集会場(神社・寺院・協会等の冠婚葬祭場を含む)は類似施設に含まれると考えてよろしいでしょうか。	実績として認められません。建築基準法別表第1に記載の「美術館、博物館、図書館、劇場」の用途のみを対象とします。

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
42	評価基準書	1	(2)	⑤				同種・類似施設の設計実績に関して	同種施設、あるいは類似施設として、「民族資料館」を記載する事は可能か。	確認申請等に記載の建物用途が、建築基準法別表第1に記載の「美術館、博物館、図書館、劇場」のいずれかの用途に該当する場合は、実績として認められます。併せて、対象の用途に該当することが確認できる資料を添付してください。
43	評価基準書	1	1	(2)	⑤			同種・類似施設の設計実績	建築基準法施行規則 別紙において、「博物館その他これに類するもの」である、「資料館」の実績は、A同種施設の実績(美術館、博物館)としてよろしいでしょうか。	No.42の回答をご参照ください。
44	評価基準書	1	1	(2)	⑤			同種・類似施設の設計実績	同種・類似用途と他用途との複合施設の場合、同種・類似用途が面積の大半を占めている場合は同種・類似施設とみなしてよいでしょうか。 例)確認申請上は博物館と倉庫の複合施設となっており、博物館用途が延べ床面積の8割程度を占める場合。	No.42の回答をご参照ください。
45	様式4	1	2					「1 参加者の同種・類似施設の設計実績」について	水彩画を収蔵・展示している「絵画収蔵館」は、同種施設的美術館として認められると捉えてよいでしょうか。	No.42の回答をご参照ください。
46	様式4	1	2					「1 参加者の同種・類似施設の設計実績」について	相互的な関係性のある「類似施設(図書館、劇場)の棟の増築」と「同種施設(美術館、博物館)の既存棟の改修」をひとつの建築物として整備した設計実績は、「同種施設の実績あり」として認められると捉えてよいでしょうか。	実績として認められません。新築、増築又は改築が対象であり、改修は対象外です。
47	様式4	1	2					「1 参加者の同種・類似施設の設計実績」について	美術館の改修設計業務は、実績として認められると捉えてよいでしょうか。 (防水改修のみや、外壁改修のみを除く)	No.46の回答をご参照ください。
48	評価基準書		1	(2)	⑤			公共施設の設計実績	「管理技術者が延床面積1,000m2以上の―(中略)―建築設計の実績を有する場合」とあるが、認められる実績は国内に限りますでしょうか。	国内の実績に限ります。
49	評価基準書	1	1	(2)				公共施設の設計実績	海外プロジェクトでは「管理技術者」という職名が設けられていない場合がある。設計チームのProject Manager等として設計全体の統括・調整を担ったことを客観的資料により確認できる場合、管理技術者としての実績に相当すると認められるか。	国内の実績に限ります。
50	評価基準書	1	1	(2)				公共施設の設計実績	「国又は独立行政法人又は地方公共団体等が設置する公共施設」には、海外の法令に基づき設立された公共機関、法定機関又はこれらに準ずる公的主体が設置する施設も含まれるか。海外の公共美術館等の実績を確認するため質問する。	No.48の回答をご参照ください。
51	評価基準書	1	1	(2)				公共施設の設計実績	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が発注した大阪・関西万博会場内の展示施設(延床面積1000㎡超)は、「国又は独立行政法人又は地方公共団体等が設置する公共施設」に含まれるという理解でよいか。	本プロポーザルにおける「公共施設」の対象は、国、独立行政法人、地方公共団体等が設置する施設としており、当該公益社団法人は対象としません。
52	評価基準書	1	(2)	⑤				公共施設の設計実績に関して	東京都の「児童福祉施設の設置認可証」を取得した、私立の認可保育園は公共施設に該当すると考えてよいか。	地方公共団体から許認可を受けたことをもって公共施設に該当するものではありません。本公募における「公共施設」とは、国又は独立行政法人又は地方公共団体等が設置する施設を指します。
53	評価基準書	1	(2)	⑤				公共施設の設計実績に関して	評価事項「管理技術者が延床面積1,000㎡以上の新築、増築又は改築建築設計の実績を有する場合」とあるが、同実績は、以前に所属した設計事務所のもを記載しても良いか。その際、同実績業務に関わった事が確認できる書類を提出するものとする。	以前に所属していた設計事務所における実績も対象としますので、記入していただいて差し支えありません。
54	評価基準書	1	1	(2)				公共施設の設計実績	管理技術者が有する公共施設の設計実績について、現在所属する参加者とは異なる組織に在籍していた際の実績も、本人の担当内容を確認できる資料を提出できれば評価対象となると理解してよいか。	No.53の回答をご参照ください。
55	評価基準書	1	1	(2)	⑤			同種・類似施設の設計実績	「管理技術者として履行を完了し、当該施設が完成している実績を有すること」とありますが、前職での実績も含まれますでしょうか。	同種・類似施設の設計実績については、No.40の回答をご参照ください。 公共施設の設計実績については、No.53の回答をご参照ください。
56	評価基準書	1	(2)	⑤				設計実績に関して	日本国外の設計事務所にて設計、建設された建築物も対象か。また、その際に実績を証明する書類はどういったものが必要か。	No.39及びNo.48の回答をご参照ください。
57	評価基準書		1	(2)	⑤			地場企業の関与	福岡市内に本店がある企業が協力事務所として参画する場合、当該企業は規定された担当技術者の所属企業に限らず、地場企業の関与として5点の加点対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	管理技術者や各担当技術者を配置しない地場企業の関与についてのご質問と認識しています。その場合は、お見込みのとおりです。 No.21の回答を参照し、様式5を記入の上、提出してください。

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
58	評価基準書	1	(2)	⑤				地場企業の関与について	構造・電気設備・機械設備・ランドスケープなどの協力事務所に要件を満たしている場合でも「A地場企業の関与あり」となるか。また、それは積算など説明書で求められていない協力事務所でも同様か。	お見込みのとおりです。No.57の回答も併せてご参照ください。
59	評価基準書	1	(2)	⑤				地場企業の関与について	「入札有資格者名簿に登載されている者」とあるが、構成員または協力事務所に、入札参加資格の申請中でもよいのか。	申請中の場合は「入札有資格者名簿に登載されている者」に該当しないため、地場企業の関与があるものとして認められません。
60	評価基準書	1	1	(2)	⑤			事務局の評価表について	⑤実績・実施体制の配点合計が10点と記載されていますが、正しくは20点でしょうか。	ご指摘のとおりです。評価基準書を修正しますので、ご確認ください。
61	評価基準書	1	1	(2)				配点について	(2)の配点の合計は最大で10点、一次審査の配点の合計は90点と捉えてよいでしょうか。	記載に誤りがありました。正しくは、1(2)の配点の合計は最大で20点、一次審査の配点の合計は最大100点です。評価基準書を修正しますので、ご確認ください。
62	様式2～6								右上の「受付番号」について、参加表明書類の紙面提出時は記入不要と捉えてよいでしょうか。それとも、まずメール提出(受付番号未記入版)をして受付番号を連絡いただいてから紙面提出(受付番号記入版)といった手順となるのでしょうか。	お見込みのとおり、参加表明書等の紙面提出時は記入不要です。